

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

平成30年第3回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成30年2月6日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」案は、平成29年10月の人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める議案

【改正案の内容】

- ①月例給の公民較差を踏まえ給料表を引上げ改定する。※若年層に重点を置いて引上げ改定
- ②期末・勤勉手当の公民較差を踏まえ勤勉手当の支給割合を引き上げる。※0.1月分引上げ
- ③給与制度の総合的見直しに係る経過措置を、段階的に廃止する。

経過措置額の1/2（その額が5,000円を超える場合は、5,000円）を減じた額を支給

- ※適用日
- ①平成29年4月1日
 - ②平成29年12月1日
 - ③平成30年4月1日～平成31年3月31日

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、平成29年10月の人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況及び経過措置受給者の状況等を考慮した上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。